

くいやま

社協だより

令和4年(2022)年
第122号

1月

学生カフェ —サンタの笑顔—

サンタの笑顔で北海道介護福祉学校（悪七尚
広校長）の学生の皆さんに協力いただき、学生
カフェを行いました。（関連記事P4）

- 社会福祉貢献者表彰……………2、3
- 北海道介護福祉学校、栗山高等学校
栗山小学校福祉教育……………4、5
- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等
緊急小口資金特例貸付制度等のご案内…6、7
- お知らせ等……………8

【感謝状贈呈者】 ※高額寄付者 (令和2年10月1日～令和3年9月30日迄の1年間にお寄せいただいたご寄付です)

<個人>

永田英隆様(角田)
生駒和子様(共和)
山本ヨネ様(共和)
吉田礼子様(中央3丁目)
谷口温松様(富士)

全国社会福祉協議会会長表彰受賞者・
北海道社会福祉協議会会長表彰受賞者

民生委員・児童委員及び社会福祉法人・福祉施設等の役職員として、
多年にわたり職務に精励され、その功績が顕著で他の範と認められる方
に対し、全国社会福祉協議会会長及び北海道社会福祉協議会会長がそれ
ぞれ表彰するものです。

【全国社会福祉協議会会長表彰】

西岡孝敏様 社会福祉法人・福祉施設功労
松本良美様 社会福祉法人・福祉施設功労

【北海道社会福祉協議会会長表彰】

鈴木英雄様 社会福祉施設役員
大西勝博様 社会福祉施設役員
伊達桃代様 民生委員・児童委員
不破潤様 社会福祉施設職員
串下良絵様 社会福祉施設職員

令和3年度 栗山町社会福祉貢献者表彰

12月20日、総合福祉センター「しやるる」において、令和3年度社会福
祉貢献者表彰式、並びに全国社会福祉協議会会長表彰・北海道社会福祉
協議会会長表彰の伝達式が行われました。
社会福祉事業の推進に寄与された次の方々を表彰いたしました。

【社会福祉功労表彰】



秦 則 行 様
(中里)

中里団地町内会の役員として多年にわたり、
地域住民の自治活動に尽力され、地域福祉の
増進と明るく住みよいまちづくりに寄与され
ました。

【優良施設職員表彰】



犬 養 雅 博 様
(朝日4丁目)

栗山ゆりの会 ハローENJOY助歩栗山
の職員として多年にわたり職務に精励され、
利用者の就労支援による自立と社会福祉の推
進に寄与されました。



大佐賀 貴 士 様
(松風2丁目)

栗山ゆりの会 グループホーム拓心荘の職
員として多年にわたり職務に精励され、利
用者の生活支援による自立と社会福祉の推
進に寄与されました。



土 谷 伸 隆 様
(松風3丁目)

特別養護老人ホームくりのさとの職員とし
て多年にわたり職務に精励され、利用者の健
康で安全な生活と社会福祉の推進に寄与され
ました。

手話講座 栗山高校3年生

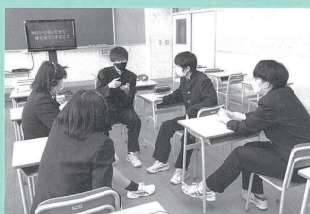
11月5日、11日の2日間、栗山高等学校（町田英謙校長）の3年生で「生活と福祉」を選択している10名が手話を体験しました。

講師にくりやま手話の会の村上美佳会長と羽鳥弥香氏をお招きし、5日は、聴覚障害についてのお話と手話の自己紹介、挨拶の仕方や日常生活で使用する用具などについて学びました。

11日は、「ろう類似体験」を行いました。

体験では、音楽が流れるヘッドホンを着用するメンバーと着用しないメンバーが同じグループになり、「言葉のみのコミュニケーション」と「言葉とジェスチャーを組み合わせたコミュニケーション」をしました。

体験した遠藤一馬（かずま）さんは、「ヘッドホンをつけていたら、言葉のみのコミュニケーションでは会話に入らず孤独感を感じたけど、ジェスチャーが加えられると会話の内容がわかり、仲間に入れたと感じたので、聴覚障害のある方のコミュニケーションには、ジェスチャーや表情がとても大切だと思いました」と感想を述べていました。



学生カフェ 介護福祉学校2年生

11月13日、北海道介護福祉学校（張七尚広校長）の学生5名による学生カフェがいきいき交流プラザ「サンタの笑顔」で行われました。

学生カフェは、介護学生とカフェ利用者が交流することを目的に実施され、参加者10名が学生企画のレクリエーションとカフェで交流しました。

レクリエーションは、じゃんけんゲーム、北海道カントリーサイン当てクイズ、都道府県当てクイズなどが行われ、交流を深めておりました。

企画した介護福祉学校2年生の対馬愛雪（いづき）さんは「参加いただく皆さんに楽しんでいただけたかな不安でしたが、皆さんと一緒に笑い合いながら出来たし、老人クラブの集まりで同じレクリエーションをやってみたくて声をかけられたので、とても嬉しかったです」と話し、参加者の本堂健一さんは「今まで、このような集まりに参加したことはなかったのですが、学生のクイズはみんなが盛り上がり、とても楽しかったです」と話しておりました。



栗高カレンダー 栗山高校3年生

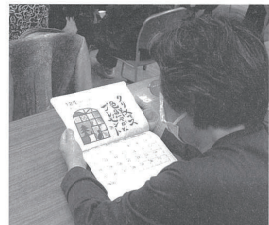
12月2日と7日、栗山高校（町田英謙校長）の「生活と福祉」を選択している3年生10名が、松栄町内会と南町内会のふれあいサロンをそれぞれ訪問し、参加者手作りカレンダーをプレゼントしました。

また、9日は老人クラブの会員を学校にお招きし、生徒が企画したレクリエーションで交流、その後、カレンダーを渡しました。

カレンダーは、栗山高校の3年生で、「生活と福祉」、「書道」を選択した生徒が協力して作成した物です。

サロンでは、カレンダー作成のエピソード、卒業後の進路や夢を話し交流。

栗高の長澤美祐さんは「一生懸命作成したカレンダーなので、みなさんのご家庭で使っていただけたら嬉しいです、町の中でまたお会いできたら嬉しいです」と挨拶し、松栄町内会の八木橋義則会長からは「毎年楽しみにしているカレンダーをいただき、ありがとうございます。若い力を存分に生かして頑張ってください」、南町内会の河村茂会長から「昨年はお会い出来ませんでしたが、今年は直接カレンダーをいただけて、良かったです。進学したり、社会に出たりされますが、環境に負けず自分の力をつけてがんばってください」、老人クラブ連合会の丸山紘司会長から「味のある絵と書だと思えます。交流を通じて、楽しい時間を過ごさせてください」とお礼の挨拶がありました。



手話講座 栗山小学校3年生

11月24日、栗山小学校（長谷川道彦校長）の3年生（63名）が手話を体験しました。

講師にくりやま手話の会の村上美佳会長と羽鳥弥香氏をお招きし、聴覚障害についてのお話と手話、筆談、口話などのコミュニケーションの方法、また、手話の体験では、挨拶、自己紹介や「さんぽ」の歌に挑戦しました。

体験した渋谷環那さんは「手話は知っていたのですが、さんぽの歌がとても楽しかったです」と話し、佐石虎太郎さんは「聴覚障害の方は大変だと感じました、さんぽの歌の手話は難しかったけど、楽しかったです」と話しておりました。



生活福祉資金貸付制度のご案内

◆生活福祉資金貸付制度とは？

- 他の貸付制度を利用できない、または、利用しても資金が不足する方に資金の貸付をします。

◆制度をご利用いただける世帯

- 低所得世帯 世帯収入が一定基準以下の方
- 障害者世帯 ①身体障害者手帳交付者
②療育手帳交付者
③精神障害者保健福祉手帳交付者
④障害者自立支援によるサービスを利用している
※①～④の方が属する世帯
- 高齢者世帯 65歳以上の高齢者の属する世帯

◆連帯保証人

- 原則として連帯保証人が1名必要です。
※連帯保証人を立てない場合、利率が年1.5%になることがあります。

◆民生委員等の相談支援

- 民生委員の相談支援を受けていただきます。

◆申込み・お問合せ

- 社会福祉協議会または地域の民生委員へ

◆貸付資金

1. 教育支援資金

高等学校、高等専門学校、専修学校、短大、大学に入学または就学するために必要な経費

◆教育支援費

例：授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費

◆就学支度費

例：入学金等で、入学時に学校に納入する経費
制服、靴、体育着等で学校の指定により、入学時に購入するもの
教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの

資金種類	貸付限度額	据置期間	返済期限	利率
◆教育支援費	高校 月額 35,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額により 期間の制限有)	無利子
	専門学校 月額 60,000円以内			
	短大 月額 60,000円以内			
	大学 月額 65,000円以内			
◆就学支度費	500,000円以内			

2. 福祉資金

日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる経費【福祉費の一部内容】

◆年金受給権取得経費

・国民年金の任意加入期間の保険料を貸付限度額50万円の範囲内で貸付を行うことにより、老齢基礎年金の受給資格を満たす方

- ◆連帯保証人
・1名必要となります。
- ◆返済方法等
・貸付利息は無利子。
- ◆償還期間は貸付の翌月より6か月以内
- ◆申込み・お問合せ
・社会福祉協議会へ

応急生活資金 貸付のご案内

栗山町社会福祉協議会では、町内に居住する世帯で、急な出費を必要とする方について資金の貸付を行っています。

◆貸付額

- ・5万円以内

◆ご利用いただける世帯

- ・栗山町に6か月以上居住している、困窮のため日常生活の緊急資金が必要な世帯。
- ・償還能力がある。
- ・資金の融通を他から受けることが困難な世帯。
- ・町税、各種行政使用料を完納（滞納世帯は支払いの成約をし、履行している場合）している世帯。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの皆様へ 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

※特例期間：令和4年3月末までの予定（令和4年1月1日現在）

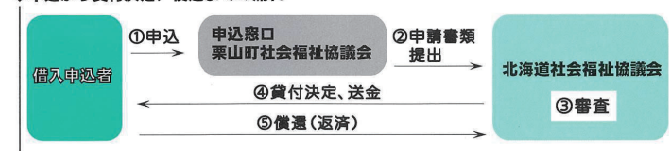
◆緊急小口資金【特例貸付】の貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付限度額 以下の①～⑥に該当する場合、一セ帯につき1回限り20万円以内
 - ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患等がある場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
 - ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合
 - ⑥ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合
 その他の場合、一セ帯につき1回限り10万円以内
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利率 無利子（償還期間を過ぎた場合、年3%の延滞利率がかかります）

◆申込に必要なもの

- 借入申込者の身分を証明できるもの（健康保険証、運転免許証 等）
- 世帯全員の住民票（※マイナンバーの記載のないもの）
- 印鑑（通帳の登録印）
- 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード
- 新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類（給与明細、通帳 等）

◆申込から貸付決定、償還までの流れ



◆総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】の貸付内容

※総合支援資金（生活支援費）特例貸付は、緊急小口資金の特例貸付を利用してもなお、生活に困窮し、日常生活の維持が困難な場合、利用をご検討ください。

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付限度額 単身世帯：月15万円以内
2人以上：月20万円以内
- 貸付期間 原則3か月
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後10年以内
- 貸付利率 無利子

※今回の特例措置では償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとしています。

【お問い合わせ先 栗山町社協 電話72-1322】

福祉用具等無料貸出事業

社協では、下記の福祉用具を無料で貸出しております。

退院後のリハビリ期間、介護保険制度のご利用前や申請中、または、ケガ等により、一時的に必要なとなった時にご利用ください。

●福祉用具無料貸出品目

- ①歩行車
- ②ベット用手すり
- ③ポータブルトイレ
- ④シャワーチェア
- ⑤浴槽台
- ⑥入浴用手すり
- ⑦車いす(子ども用有)

●貸出期間

おおむね1カ月程度(延長可)

※1カ月以上の期間は、要相談。

※ポータブルトイレと入浴補助用具の衛生・保管管理は社会福祉法人栗山福祉会様のご協力をいただいております。



①【歩行車】



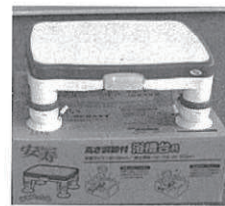
②【ベット用手すり】



③【ポータブルトイレ】



④【シャワーチェア】



⑤【浴槽台】



⑥【入浴用手すり】

ご厚志ありがとうございます

●金一封

高橋 慎一様(御園)より 妻の逝去に際して
吉田 とよ子様(阿野呂)より 夫の逝去に際して
細山 寛様(松風4)より 母の逝去に際して
吉田 礼子様(中央3)より 社会福祉事業へ
谷口 温松様(富士)より 社会福祉事業へ
栗山菊花好友会様(磯野 武司会長)より 社会福祉事業へ

※社協への寄附金は確定申告時の所得控除の対象になります。

●物品

◆(有)利国商店セブンイレブン栗山松風店(松風3)様より
・食料品10箱、雑貨8箱を生活困窮世帯へ

●物品

令和3年6月16日以降令和3年12月15日までに
お寄せいただいた方

◆北海道コカコーラボトリング(株)(岩見沢岡山)様より
清涼飲料水23ケースを下記の社会福祉施設等へ
※平成10年度より通算24回目の寄贈となります

- ・指定障害福祉サービス事業所 ハローENJOY
- ・特別養護老人ホームくりのさと、彩
- ・介護老人保健施設ガーデンハウスくりやま
- ・養護老人ホーム泉徳苑、一草庵
- ・元気な介護 介護付有料老人ホームサンヴィレッジ栗山等
- ・クオース デイリービスセンターやまぼうし等
- ・プロケアすばる デイホーム
- ・ワークセンター栗の木
- ・栗山めぐみこども園
- ・栗山いちい認定こども園
- ・継立まつば保育園
- ・マロンキッズ

令和4年1月1日発行(第122号)

発行：社会福祉法人
栗山町社会福祉協議会

〒069-1513 栗山町朝日4丁目9番地36
栗山町総合福祉センター「しゃるる」1階

TEL (0123) 72-1322

FAX (0123) 72-5121

E-Mail k-shakyo@jeans.ocn.ne.jp

ホームページURL

<http://www.kuriyama-shakyo.or.jp/index.html>

印刷：山東印刷株式会社



社協だよりは、
赤い羽根共同募金の
助成を受けて、
作成しています

す。にすをに草残し置残杭策し
。次なる一迎増石シにてけいを私さた11
こびと抹えやがもみれてた抜はれが、に数日
そく、のまし足トバるとい除い冬た、にみ
は除ま不してりがタはもま草てにでみ
と草た安た対な：バ石暴た。トしは備しな
思シまを。策か。タ石暴た。トしは備しな
う。た感。し。とを風。トしは備しな
今トバじ、た。風は雨。に庭か。の雨
口。のタつ、次。にねの後。のの工
この光バつ、暴い、のののの芝
頃。と。確。風、く、確。石、の
で。風。雨。除無認

編
集
後
記